

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 344-0035

(ふりがな) さいたまけんかすかべし

やわらしんでん2097-1

住 所 埼玉県春日部市谷原新田2097-1

(ふりがな) かすかべししょうぼうほんぶ

名 称 春日部市消防本部

(ふりがな) くらい かずお

代表者名 新 井 一 夫

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

さまざまな無線局の中において消防無線等は国民の生命、身体等を災害等から保護あるいは軽減することを目的としたものであり、対価を求めるものではなく、国民全体の公共の福祉増進のため的一端を担う公益的性格を有するものです。



また、財政状況の極めて厳しい中で、周波数の有効利用を図るとともに、これからの消防需要に対応し、より高度な消防サービスを提供していくため消防・救急無線のデジタル化を推し進めているところであり、更なる財政負担によってデジタル化移行への影響が心配されます。

したがって電波利用料を課すことにより地方公共団体の財政を圧迫し、結果的に住民に対しての消防サービスが低下する一因になることが懸念されることから、電波利用料の減免継続を要望するものです。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒351-0023
(ふりがな) さいたまけんあさかしみぞぬま
(住所) 埼玉県朝霞市溝沼1-2-27
(ふりがな) あさかちくいちぶじむくみあい
さいたまけんなんせいぶしょうほうほんぶ
(名称) 朝霞地区一部事務組合
埼玉県南西部消防本部
(ふりがな) くらね ゆういち
(代表者名) 倉根 雄 一
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防機関が用いている消防救急無線については、「国民の生命、身体、財産を保護する。」という消防の使命を遂行するに当り、消防機関が行う災害活動時における最も重要な通信手段として必要不可欠なものであり、極めて高い公共性を有するものである。このような利用実態等を考慮せず、単に電波の有効利用や利用者間における負担の公平性等の経済的な観点からの見直しを行うことは、国民の安全確保という最も大切な基本的行政サービスにおける水準低下を招きかねないと危惧するものである。

また、消防救急無線については、国の施策として電波の有効利用（無線帯域の有効活用）の観点から、早期にデジタル無線に移行することが求められていると認識するものである。そうした中で、無線のデジタル化については多大な費用負担を必要とする事業であり、万一、消防救急無線に電波利用料が課せられた場合、地方公共団体は更なる財政負担を強いられることから、結果的には消防救急無線のデジタル化が遅れ、「電波有効利用政策研究会」が目指す電波の有効利用という流れに逆行しかねないものである。

これらの点を踏まえ、消防救急無線については電波料の徴収はせず、現行のとおり減免措置を継続するよう強く要望いたします。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 様

郵便番号 022-8501

住所 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

(いわてけんおおふなとしきかりちょうあざうつのさわ 15ばんち)

氏名 大船渡市長 甘竹勝郎

(おおふなとしちょう あまたけかつろう)

電話番号

E : mail

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書 (案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

意 見

大船渡市

当市は、明治 29 年、昭和 8 年の三陸大津波、さらには昭和 35 年のチリ地震津波により、多くの尊い人命と財産を奪われた歴史があり、これまで地震・津波防災対策の一環として防災行政無線の整備に取り組んできました。

防災行政無線は、災害時の情報を住民に正確かつ迅速に伝達する重要な手段と位置付けられていることから電波利用料が減免されているものと考えておりますが、財政状況が逼迫している昨今、新たな財政負担を強いられることにより、住民へのサービスの水準が低下することが懸念されるものであります。

このようなことから、当市といたしましては、現行のとおり特例措置の継続をお願いいたしたく、意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒348-0065

(ふりがな) さいたまけんはにゅうしおおあざふじいしもぐみ


(住所) 埼玉県羽生市大字藤井下組990-1


(ふりがな) はにゅうししょうぼうほんぶ

(名称) 羽生市消防本部

(ふりがな) ひらいこういち

(代表者名) 平井 煌一

(電話番号) 

(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が運用している無線局の中で、消防無線等は、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動上において必要不可欠な通信手段であり、他の無線局に比べ非常に高い公共性を有しております。

このことは、地方公共団体が使用する電波使用料の減免措置が設けられている大きな要因の一つであるといえます。

また、地方公共団体は、消防無線のデジタル化への移行が示されたことにより、莫大な財政負担を求められております。

以上のことから、今後においても消防無線の電波使用料の減免措置を現行どおり継続していただきたく意見を提出いたします。

意見書

防 第 2 8 6 号

平成16年 8月24日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課あて

〒680-8570

とっとりけん とっとりしひがしまち
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

とっとりけん ぼうさいきょく ぼうさいきまき かんりかちょう
鳥取県防災局防災危機管理課長

(公印省略)

(担当：情報システム管理室 小林)

[Redacted signature area]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

消防救急、水防、防災行政用の通信回線を構築する上で、無線回線は欠かせないものである。しかし、最近の周波数移行及びデジタル化等により地方自治体は莫大な更新整備費用の支出を迫られているところであり、自治体によっては無線回線の廃止も含めた通信回線の見直し等も進められているところである。こうした状況の中、さらなる電波利用料の追加徴収及び増額は、こうした無線回線の廃止を加速させ、消防救急、水防、防災通信網の信頼性の低下を招く恐れが高いものと思われる。

また、消防救急、水防、防災行政事務を行う上で無線回線に替わる有効な情報伝達手段は実質的にないため、電波の有効利用とは相容れないものであると考える。

よって、地方自治体の電波利用料については、現行どおり、消防救急、水防、防災行政用の減免措置を要望します。

また、電波利用料の用途についてより明確にし、透明性の確保をお願いします。

なお、電波は、公物を占有しているのではなく、国から使用可能な電波を割り当てられて使用しており、電波利用料を公物占有料として整理することには矛盾があると思われます。

様式 1

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 680-0864
(ふりがな) トトリシヨシリ
住 所 鳥取市吉成 640-1
(ふりがな) トトリケンノウ コウイキ ヨウセイカンリクミアイ
名 称 鳥取県東部広域行政管理組合
代表者 消防局長 中村 尚夫
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

意見

電波法第1条（目的）の「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」ことを前提とし、地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防・救急無線は専ら住民の生命、身体、財産の保護に係る公務に必要不可欠なものであり、極めて高い公共性を有しており、住民にとって不可欠な行政サービスである。さらに、緊急消防援助隊が充実化されるなど、大規模災害時の消防・救急活動における消防・救急無線の重要性はますます増大していること、また、平成28年5月31日を期に消防・救急無線の全面デジタル化の移行に伴う設備投資等を鑑み、消防が使用する無線通信については、現行どおり、電波利用料徴収は適用除外（電波法第103条の2の第6項）とし、特別措置の継続を要望するものです。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-1195

(ふりがな)いしかわけんかほくしゅうのけ

住 所 石川県かほく市宇野気ニ81番地

(ふりがな)かほくししみんぶかんきょうあんぜんか

ちょう おかもと ふみよし

氏 名 かほく市市民部環境安全課長 岡本 文嘉

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。

記



電波利用料を含む電波法に基づくすべての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

(公印省略)

意見書

総務第479号の2
平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 870-8504
所在地 おおいたしにあはまし 大分市荷揚町2番31号
団体名 おおいたし 大分市
代表者 おおいたしちやう 大分市長 くまみや 釘宮 はん 磐
電話番号 
メール 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 意見

地方公共団体からの電波利用料の徴収については、現行どおりの減免が妥当と考えます。

2. 理由

市町村が設置する防災無線は、土砂災害対策や地震津波対策のため、住民へ防災情報を提供する際の重要な手段であり、消防機関が消防の用に供するもの、又は水防管理者等が水防の用に供するものと同様、住民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とし、地方公共団体が自ら開設することが不可欠となりつつある無線局であるという現状を勘案すれば、現行どおりの減免、又は全額免除が妥当と考えます。

様式 1

意見書

総 第 58 号

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 842-8601

住 所 さがけん かんざきぐん かんざきまち おおざか かんざき 佐賀県神埼郡神埼町大字神埼 4 1 0

氏 名 かんざき ちょうちょう た ばる ひで ゆき 神埼町長 田原 英征

担当課係 そうむ かこうつうぼうさいがかり 総務課交通防災係

担当者名 くりやま だいせい つる ともひろ 栗山 大成・鶴 智広

電話番号

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体に関する電波利用料の特例措置の継続について

(佐賀県神埼町)

防災行政無線については、国の施策においても、防災行政無線の整備充実を促進されており、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命・身体・財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しています。

また、三位一体改革により地方交付税が大幅に削減されたが、それに見合った税源移譲はなされておらず、当町だけではなく数多くの地方自治体は厳しい予算編成を行なっているのが現状です。そういった状況下で電波利用の減免措置が廃止されれば、更に住民サービスの低下につながり住民にとって大変なデメリットとなります。

このような地域の事情を十分に御賢察いただき、現行どおりに電波利用徴収を対象除外とされるようお願いいたします。